

三鷹市・調布市共同の新ごみ処理施設の整備について

第2回シンポジウム開催

三鷹市と調布市では、新ごみ処理施設整備を共同で進めています。現在、その整備基

検討委員会による検討期間を3月まで延長

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会は平成14年1月17日に設置され、当初

調布保谷線沿線地区（上連雀地区）容積率の引き上げなどを地区計画で原案の縦覧と説明会の開催

市では、東京都が平成16年夏に予定している東京都の用途地域等の見直しにおいて、三鷹都市計画道路3・2・6号線（調布保谷線）沿道の容積率を80割から150割へ、建ぺい率を40割から60割へ変更する内容を原案を東京都に提出してきました。

しかし、東京都の素案に三鷹市の原案は反映されず、道路整備がされる前に容積率、建ぺい率を要するに地区計画の決定が必要との回答が示されました。

市では、都市計画道路がで

本計画案について、市民や有識者からなる検討委員会による検討が行われています。市民のみならず、これまで議論された内容を報告するとともに、意見をいただくために第2回のシンポジウムを開催します。

▽1月24日(土)午後1時30分～4時、調布市文化会館「たづくり」くすのきホールで。

▼当日、直接会場で。先着500人。

↓ごみ対策課内線253

第13回検討委員会を開催

三鷹市と調布市が共同で進めている新ごみ処理施設の整備基本計画案を検討する検討委員会の第13回会議が開催されます。同検討委員会は、

1月16日までの期間で検討を進めてきましたが、3月31日まで検討期間を延長することとしました。

↓ごみ対策課内線253

有識者、市民委員など26人で構成されており、会議は公開されています。

▽1月21日(水)午後7時～9時、調布市グリーンホール小

東京外かく環状道路の環境の現地観測が実施されます

国土交通省では、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の周辺地域における環境への影響について、より具体的な検討を行うにあたり、現状を詳細に把握するため、現地での観測を予定しています。

【観測内容など】

◆大気質関係（四季ごと）

1月中旬から開始予定、観測内容は二酸化窒素・浮遊粒子状物質など。観測場所は、北野児童遊園・北野小学校・第五中学校・北野中央公園・北野あすなろ児童遊園・牟礼下本宿児童遊園・中原小学校。

◆地質・地下水関係

1月中旬から地質調査、2月上旬から地下水観測を開始

雀通北地区公会堂（上連雀5-16-26）。②1月24日(土)午後2時～3時30分、上連雀堀合地区公会堂（上連雀1-15-15）。

◆地区計画原案の概要

◇名称 調布保谷線沿線地区地区計画

◇地区計画の区域 上連雀一丁目・三丁目・五丁目各地内の三鷹都市計画道路3・2・6号線（調布保谷線）の計画線から20mの位置と武蔵野市との行政境に囲まれた約5・4分の区域

◇地区計画原案の概要 容積率 ※（東京都同意事項）①目標容積率150%、②暫定容積率80%

◆説明会の開催 ①1月23日(金)午後7時～8時30分、上連

雀市では、都市計画道路がで

市では、都市計画道路がで

市では、都市計画道路がで

ホールで。▼傍聴を希望する方は、直接会場にお越しください。

↓ごみ対策課内線253

都市計画案（三鷹都市計画区域）を縦覧・意見書の提出受付

東京都では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画案を策定しました。従来は、都市計画区域に関する方針として「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」があり、その一部に「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」が定められていたが、平成12年の都市計画法の改正により、それぞれを独立して都市計画に定めることになり

◆縦覧期間・意見書提出期間

1月21日(水)～2月4日(水)意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

↓東京都都市計画局総務部都市計画課 ☎03-5388-3225

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

川上水緑道公園。 ※観測結果などは、ホームページや「外かんジャーナル」（国土交通省発行・新聞折込み）で適宜お知らせします。

↓国土交通省東京外かく環

都市計画案（三鷹都市計画区域）を縦覧・意見書の提出受付

東京都では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画案を策定しました。従来は、都市計画区域に関する方針として「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」があり、その一部に「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」が定められていたが、平成12年の都市計画法の改正により、それぞれを独立して都市計画に定めることになり

◆縦覧期間・意見書提出期間

1月21日(水)～2月4日(水)意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

↓東京都都市計画局総務部都市計画課 ☎03-5388-3225

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

状道路調査事務所 ☎0120-34-1491（フリーダイヤル）または ☎03-3703-3897（直通）・三鷹市都市計画課 ☎内線2814

↓国土交通省東京外かく環

都市計画案（三鷹都市計画区域）を縦覧・意見書の提出受付

東京都では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画案を策定しました。従来は、都市計画区域に関する方針として「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」があり、その一部に「都市再開発の方針」および「住宅市街地の開発整備の方針」が定められていたが、平成12年の都市計画法の改正により、それぞれを独立して都市計画に定めることになり

◆縦覧期間・意見書提出期間

1月21日(水)～2月4日(水)意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

↓東京都都市計画局総務部都市計画課 ☎03-5388-3225

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

◆意見書提出先 「〒163-8001東京都都市計画局総務部都市計画課」

ばい煙、騒音、振動、臭気、粉じん、廃液など公害の発生を防止するための設備資金やディーゼルトラック・バスの低公害車などへの買い替え、粒子状物質減少装置の装着のための資金を金融機関から借り入れて、公害防止の設備改善を行った中小企業に対し、借り入れ資金の利子の平成15年1月分～12月分を補給します。

中小企業者のディーゼル車対策などに利子補給

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

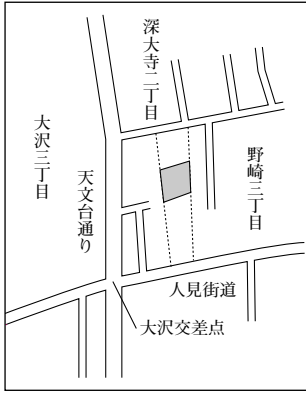
◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

◆対象事業 ①公害発生防止のために必要な機械・器具・装置または工作物の購入・設置・改善または修理を行い、市が認定した場合、②現在所有しているディーゼルトラックおよびバスを廃車にして、同等程度の低公害車またはハ

野崎三丁目公園が都市計画事業認可されました



三鷹都市計画公園第2・2・32号野崎三丁目公園 ◆施行者 三鷹市 ◆事業地の所在 三鷹市野崎三丁目地内 ◆事業区域 0・15畓 ◆事業期間 平成15年12月5日～平成20年3月31日 ◆緑と公園課 ☎内線2834

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

◆事業の種類と名称 三鷹都市計画公園事業第2・

うち3分の2(2年利2%以内) ◆2月27日(金)（土・日曜日、祝日を除く）までに、環境対策課（市役所5階）へ申し込む。申請書類は市ホームページURL: [http://www.city_mitaka.tokyo.jp/a002/p018/a03/d01800030.htm](http://www.city.mitsugi.lg.jp/www/city_mitaka/kyojo/a002/p018/a03/d01800030.htm) からダウンロードできます。

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534

◆環境対策課 ☎内線2534